

# 世田谷区公契約適正化委員会（第1回）次第

日時：令和5年8月16日（水）9時30分～

場所：三茶しゃれなあどホール集会室（オリオン）

## ○ 開会

### 1. 委員の委嘱

### 2. 委員の自己紹介、事務局の紹介

### 3. 会長及び副会長の選出

### 4. 審議

#### （1）審議日程等

#### （2）公契約条例に係る取組みの実施状況について

#### （3）スライド条項に係る下請事業者対応について

#### （4）建設工事総合評価方式入札における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス評価について

#### （5）令和4年度労働条件調査結果（報告）

### 5. その他

## ○ 閉会

### 配付資料

#### ・ 次第

・【資料1】 世田谷区公契約適正化委員会 委員名簿

・【資料2】 公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会スケジュール

・【資料3-1】 世田谷区建設工事総合評価方式の試行実施状況について

・【資料3-2】 総合評価方式の試行実施状況（令和4年度）

・【資料3-3】 総合評価方式の試行実施状況（令和5年度）

・【資料3-4】 委託契約における変動型最低制限価格制度の実施状況について

・【資料4】 スライド条項の運用に係る事業者への下請契約金額の見直し等の協力依頼について

・【資料5】 建設工事総合評価方式入札における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス評価について

・【資料6】 令和4年度事業所労働条件調査結果報告書

## 世田谷区建設工事総合評価方式の試行実施状況について

## 1 主旨

区では、令和3年2月の世田谷区公契約適正化委員会からの答申や区の公契約の現況等を踏まえ、公契約条例の趣旨を入札制度に具体的に反映させ、品質と価格のバランスを競う入札を目指す、世田谷区建設工事総合評価方式入札を導入し、令和4年度より試行として実施している。

昨年、9月末時点での実施状況をもとに制度検証をしたところ、事業者の取組み意欲の向上に寄与することが一定程度確認でき、直ちに見直すべき点は見受けられなかったものの、試行実施規模が十分ではないことから、年間発注件数の2～3割程度に規模を拡大し試行実施を継続することとしたところである。

当該制度について本年秋に実施する検証に向けて、現時点での試行実施状況を報告する。

## 2 試行実施状況

## 令和4年度

実施件数	落札者の得点状況			不調 件数 (参加者少数 による中止を 含む)	低入札価格 調査 実施件数
	価格点1位 かつ その他1位	価格点2位以下	価格点1位 かつ その他2位以下		
21件	10件	7件	2件	2件	0件

## 令和5年度（7月31日時点）

実施件数	落札者の得点状況			不調 件数 (参加者少数 による中止を 含む)	低入札価格 調査 実施件数
	価格点1位 かつ その他1位	価格点2位以下	価格点1位 かつ その他2位以下		
41件	21件	4件	9件	7件	1件

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和5年10月頃 検証結果を入札監視委員会、公契約適正化委員会にて審議

11月 企画総務常任委員会にて報告、区HP等で公表

【資料3-4】

令和5年8月16日

## 委託契約における変動型最低制限価格制度の実施状況について

### 1 主旨

区では令和3年10月の1円入札の発生や同年12月の公契約適正化委員会からの提言等を踏まえ、多種多様な委託契約において過度な低価格入札を抑止し、効果的なダンピング対策を実現できるよう、令和5年度より変動型最低制限価格制度を導入し、それぞれの案件ごとに、開札後実際に応札のあった入札額に基づき最低制限価格を設定している。

当該制度について本年秋に実施する検証に向けて、現時点での実施状況を報告する。

### 2 実施状況（令和5年7月31日時点）

業務種別	実施件数	最低制限価格未満 入札発生件数	割合
建物清掃	40	2	5.00%
公衆トイレ清掃	0	0	—
造園	51	8	15.68%
計画策定支援	5	1	20.00%
医療関係検査・調査業務	4	1	25.00%
土木関係調査・点検業務	6	1	16.66%
データ入力作業	7	2	28.57%
電話設備の設置・保守	0	0	—
情報処理業務	6	2	33.33%
翻訳・通訳	2	0	0.00%
合計	121	17	14.04%

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和5年10月頃 検証結果を入札監視委員会、公契約適正化委員会にて審議

11月 企画総務常任委員会にて報告、区HP等で公表

スライド条項の運用に係る事業者への下請契約金額の見直し等の協力依頼について

## 1 主旨

工事請負契約における物価・賃金水準の上昇等を要因とした契約金額の変更に  
関する工事請負契約約款の条項(スライド条項)の運用に際して、その効果が下請事業  
者との適正な契約金額の見直し及び技能労働者の賃金水準の引上げ等に及ぶよう事業  
者に協力を求める。

## 2 対象とするスライド条項

	全体スライド (契約約款 25 条 1～4 項)	インフレスライド (契約約款 25 条 6 項)
概要	契約締結 12 ヶ月を経過後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったときに適用できる条項	予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときに適用できる条項
対象工事	工期が 12 ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上あり、賃金水準の変更のあった時期を工期内に含む工事

## 3 内容

- (1) 区より、全体・インフレスライド条項の趣旨を踏まえた下請契約の見直し等の協力について制度案内文等において周知。
- (2) 事業者が区へ提出する契約金額の変更請求書に、下請契約金額の見直しや技能労働者への賃金水準引上げ等への対応をする旨を記載。(別紙参照)
- (3) 事業者が区へ提出する契約金額の変更承諾書に、下請契約金額の見直しや技能労働者への賃金水準引上げ等への対応をする旨を記載。(別紙参照)

### 《他自治体事例》

上記(1)の取組み	千代田区、品川区、大田区、渋谷区、練馬区、板橋区、杉並区、北区、調布市、八王子市ほか
上記(1)(2)の取組み	目黒区、練馬区、港区ほか
上記(1)(2)(3)の取組み	静岡県藤枝市ほか

一部資料については  
他の機関作成等の理由により  
非公開とする。